

## 持続可能な調達ワーキンググループ（第12回）

### 議事録

※議事録では「ワーキンググループ」を「WG」と記載しております。

日時：平成28年12月5日 月曜日 9:30～12:00

会場：組織委員会虎ノ門オフィス 会議室

#### **1. 本日の議事その他について**

（事務局）最初に委員の交替についてお知らせしたい。連合からご参加いただいていた扇谷さんから、今回、同じく連合の総合企画局企画局の河合部長に交替されることになった。本日の議事について、最初はコード本体部分についてご検討いただく。その後、特別委員にもご参加いただいて、農・畜・水産物の基準についてそれぞれご検討いただく予定。いずれもパブコメにかける案について本日も了承をいただき、できるだけ早くパブコメを開始できるようにしたいと考えている。

#### **2. 共通事項について**

（事務局）調達コードについては、これまでの本WGでのご意見のほか、一部については低炭素WGや資源管理WGの委員からもご意見を頂戴しており、また、組織委員会内部の議論の中で気づいた点なども反映しながら修正作業を進めてきたところ。その後、WGの事前説明に伺う中でいただいた御意見もできる限り反映を検討してきた。本日もお示しするのは、いろいろなご意見・ご指摘があった中で、実現性や全体のバランスなども熟慮してとりまとめたものであることをご理解願いたい。資料3について、前回のWGで示していたバージョンからの主な修正点を中心にご説明したい。委員の方には赤訂版も机上配布しているので、細かい修正点はそちらをご参照願いたい。「1. 趣旨」については、土井委員の御意見を踏まえ、策定間近の「持続可能性に配慮した運営計画」や調達コードの基本原則について言及している。また、最後に段落を追加しており、同様の取組が拡大し、社会における持続可能性の定着を目指すというレガシーの観点を入れている。「2. 適用範囲」については、内容面は変えていないが、より丁寧な記述としている。富田委員などから、パートナー企業からの調達についてのご質問もあったので、パートナー企業から調達する場合も含まれることに言及している。「3. 調達における持続可能性の原則」については、富田委員からいただいた御意見を踏まえて、前書きの中で、「透明性」と「デュー・ディリジェンス」という言葉を入れ、これらの重要性を認識していることを示すこととした。「4. 持続可能性に関する基準」については、コード案全体に掛かる話として、「努めなければならない」という表現が弱いというご意見があり、また、前回のWGでの高橋弁護士からの御説明も参考にして、「努めなければならない」の部分を「すべきである」(should)としている。法令

遵守的な事項については、そのまま「しなければならない、してはならない」(shall, shall not) としている。また、基準の各項目の順番を運営計画の並びに合わせて一部入れ替えている。全般については、②として「報復行為の禁止」を追加した。元々は人権②の「差別・ハラスメントの禁止」に入れていた内容だが、差別・ハラスメントに限った話ではないので、全体にかかる項目として新たに置くこととした。環境の③の「その他の方法による温室効果ガスの削減」の例示については、低炭素 WG の委員からの御意見を踏まえて、「自然冷媒」を入れている。人権の分野については、新たな項目として、⑥の「子どもの権利尊重」を追加した。従前は、マイノリティの項目に入れていたが、子どもは数が多くマイノリティという括りが適当でないこと、近年、「子どもの権利とビジネス」という形で取り上げられることが多いということで1つの項目とした。なお、従前の案では、「プライバシーの保護」という項目を置いていたが、内容が個人情報保護の話だったので、経済の「⑥情報の適切な管理」に統合している。労働分野については、土井委員からの意見を踏まえ、ILO の条約等、国際的労働基準の遵守・尊重についての項目を①として追加している。また、土井委員の御意見を踏まえ、⑥の「長時間労働の禁止」の中で、労働時間規制外の労働者の長時間労働についても括弧書きの形で追加している。さらに、これも土井委員の御意見を踏まえ、⑧の「職場の安全・衛生」の中で、「仕事と生活の調和のとれた労働環境の整備」について追加している。⑨についても、土井委員の御意見を踏まえ、「外国人・移住労働者」と見出しを修正しつつ、書きぶりもかなり充実させた。他の項目とのバランスが悪いかもしれないが、委員の皆様の問題意識を反映して詳しく書いたところ。経済の分野に関しては、⑥の「情報の適切な管理」について、個人情報保護の話も含めて全体的に記述を見直している。「5. 担保方法」に関しては、全体の大きな考え方は変えていないが、より分かりやすい表現に見直している。項目の順番も再度検討し、見直している。前回 WG で高橋弁護士から御発表いただいた内容もかなり参考にしている。(3) や (5) においては、直接的に「デュー・ディリジェンス」という言葉は使っていないが、そのコンセプトを踏まえて、リスクを確認・評価した上で、そのリスクの高さに応じた体制整備やサプライチェーンへの重点的な働きかけを訴える内容としている。また、サプライチェーンへの働きかけを確実にする方法の1つとして、サステナビリティ条項の導入にも言及している。なお、これについてはモデル条項を別途検討していきたいと考えている。(7) の「取組状況の開示・説明」については、ロンドン大会で Sedex への登録やマネジメントプランの提出などを求めていたこともあり、各委員からもいろいろなご意見をいただいている。これについては、契約に至る前の事業者選定の段階において、調達コードに関する取組状況の開示・説明を原則求めることを考えており、それを踏まえた書きぶりに改めている。ただし、具体的にどのような項目について、どのような形式で開示・説明を求めるかについては、案件の規模や内容によってバリエーションが出てくるものと考えている。また、実務の面

でも対応可能な仕組みにしなければならない。調達全体の手続きやシステムも関係する話なので、運用の詳細については内部で検討していきたい。(9)の「改善措置」については、不遵守があったから即契約解除ということではなく、改善を求め、その結果をフォローしていくこととしている。「6. 苦情処理システム」については前回WGで説明したとおりであり、詳細な仕組みは今後検討していく。「7. 物品別の個別基準」については、前書きの中で、これらの物品についても、人権を含む共通の基準や担保方法、苦情処理システムが適用されることを明記している。

(秋月) 今のご説明に対して御意見・御質問をお願いします。

(富田) 全般的には非常に良いものになったと感じている。パブコメに際していくつか修正した方が良い点を紹介したい。2 ページ目の趣旨の点について、いろいろな国際的な合意が引用されていて持続可能な開発目標 (SDGs) についても言及があるが、調達コードが何を目指しているかということを考えると、SDGs のターゲットの 12-7 で「持続可能な公共調達」というターゲットが入っているので、オリパラの調達コードが日本の中でも持続可能な公共調達の先駆けになるというソフトレガシーを目指すような表現を入れてはどうかと思う。今の趣旨はサプライヤー等がしっかり守るといった点に限定されているので、社会全体に波及効果を及ぼしていくという話をファーストパラグラフに記載すると調達コードの重みが増すのではないかと。4 ページに追加された報復行為禁止の条項について、これ自体盛り込むことはよいと思うが、通報者の保護を入れるのであれば匿名による通報を可能にするといった内容も入れた方がよいと思う。その他、これだけ充実した内容になっているので後ろに参考文献を付け加えてはどうか。参考文献は 2 ページ目のいろいろな国際合意といったリソースがあるのでそれに言及しておいた方がよい。これら以外にもこういった仕組みに関わっている ISO26000、ISO20400、ISO20121 に言及しておくことが大事だと思う。実際これらの仕組みと連動したやり方になっているので、参考にしていくものとして記載してよいと思う。事務局の判断に任せたいと思うが、ロンドン大会やリオ大会の調達コードについても引用する、その他子どもの権利とビジネス原則なども参考文献に入れておくと、読み手がなぜ子どもの権利尊重という条項が入っているのかが理解しやすくなると思う。また、次の点も参考に付け足してはどうかという提案になるが、このWGでは調達物品に対してどういったリスクがあるか分析したリスク評価を過去にしっかりやった。そのまま使うには詳細過ぎるが、あのような概念を一枚程度の量で良いと思うのでサマリーとして載せておくことが大事。基準の項目も多いので、組織委員会がどういったリスクを注視しているのかということを示例することによって、取り組む側も理解しやすくなるのではないかと。リスクのプライオリゼーションという観点からも簡略化した形で載せてはどうかと思う。基準の中で法律関係のものがいくつか引用されているが、関連する法令として女性活躍の推進法についても、公共調達の中でも国レベルでやるといった話もあるので入れてはどうか。環境

関連推進法と同じような位置づけになるかと思う。女性活躍推進法と同じ取組をしないまでも、現状として女性活躍について公共調達の中で反映されつつあるということを紹介してもよいのではないか。

(土井) 前回と比べ様々な点が改善されたと思う。デュー・ディリジェンスについては担保方法の部分にも言葉として入れた方がよいと思う。実際どのように人権デュー・ディリジェンスをすればよいのかということが中小企業のサプライヤーにはわかりにくいと思うので、コードの解説書の中では人権デュー・ディリジェンスの実践方法などについて具体的でわかりやすい説明が必要だと思う。「～すべき」など、全体として言葉の統一感が出てよくなったと思う。その中で「配慮、(due care)」の意味を明らかにしておいた方がよいと思う。ただ考えればよいということではなくて、各配慮事項において相当な注意をもって調査、評価を行ってその結果に応じた措置をとるといった一定のアクションが要求されることを定義づける必要があるのではないかと思う。そうすることによってリスク評価だけではなく対処を要求する意味での人権デュー・ディリジェンスとの親和性も確保できると思う。また、情報開示について、世界的な潮流の中で重要になっていると思う。そういった内容もこのコードの中には入っているが、抽象的な規定に留まっている。アンブッシュマーケティングに抵触しないように注意した書き方になっているという話はあったが、それに違反しない限度でサプライヤー等が一定の範囲で遵守に向けた取組の状況を公に開示する必要があると思う。解説書などでどんな情報開示が求められるのか指針、方向性を規定することが必要だと思う。企業の透明性が目的であるが、企業からすれば予測可能性がないといけないと思うので、そういった点からも必要かと思う。スポンサーについて、組織委員会でロンドンやリオのコードを検討したと思うが、私が読んだ限りでは、リオなどでスポンサーも対象になっていて、スポンサーもスポンサー契約に則って履行の過程の中で差別禁止などの条項に触れないようにこのコードを守っていくことが求められてきたというのが過去の大会であったと思う。今回のコードでその部分が抜けるのは目につくのではないかと思う。「サプライヤー等は調達物品等の製造・流通等において」と限定されているが、こういった書き方をするとスポンサー契約が入ってきにくくなると思うので、スポンサー契約の履行においても調達基準にあるような最低限のレベルの要求事項については遵守するということが必要ではないかと思う。

(事務局) スポンサーについて。3 ページの適用範囲の1 パラグラフの中で「パートナー企業から調達するものを含む。」という表現を追加した。今までも説明はしていたが文言として明示したところ。

(土井) このように明記することは良いがパートナー企業が何なのかということについては別途説明する必要があると思う。言いたかった趣旨はこれに加えてスポンサー契約の履行についても五輪では調達基準が適用されていたのではないかと考えている。

(東梅 (小西委員の代理)) 調達WGだけでなく、低炭素WGの内容もまとめてありきちんとしたものが出て良くなったと思う。透明性の確保が調達コード案の原則で挙げられているが、この調達コード案のどの条項に組み込まれているのかということを書面に反映してもらいたいと思う。具体的には遵守状況のモニタリングが行われて、組織委員会で記録されているだけではなく、その遵守状況の報告がパブリックになる、そしてそれに関心を持っている人が知ることができる透明性を確保してほしい。苦情処理システムについて。国際的な持続可能性の認証等では、苦情があればそれに関してはどういった苦情があったかがパブリックになる。その苦情内容のすべてが明らかになるわけでないが、苦情があったことと、それに対してどういった判断がなされたのかということに関しては透明性が確保されている。これらの2点の透明性について検討してほしい。モニタリングと苦情処理システムの部分でこの大事な点を取り入れていただければと思う。

(河合) いろいろ網羅的にまとめていてよいものが出てきたと思っている。土井委員からご意見があったデュー・ディリジェンスについては、調達コードにおいては重要な概念だと思うが、日本ではまだなかなか浸透していないのが現実だと思っている。ここをしっかりとやっていくという点においては、まずコードの運用の部分でしっかり訴求していく方がむしろ大事だと思うので対応をお願いしたい。苦情処理システムについては、受付の窓口を設置するという点は踏み込んだ記載をしていただいたと思っており評価したい。ロンドン大会を見ても労働分野が苦情の中心になっていたと理解しているので東京大会も同じような傾向になるのではないかと予想される。既存の制度などを参考にしながらぜひ効果的に機能するような仕組みを作してほしいと思う。

(富田) 土井委員の意見に関連するが、別添1の用語の部分に「パートナー企業」を加えればよいと思う。また、可能であれば「デュー・ディリジェンス」を加えるとより明示的になるかと思った。情報開示について、アンブッシュマーケティングの危険性について理解はするが、パートナー企業の場合はその懸念がないので、パートナー企業に関しては組織委員会に対して開示するだけではなく、公に開示していくようなことを取組状況に入れてはどうか。そうすれば土井委員のコメントにもある程度対応できると思う。担保方法についてはだいぶ良いものになってきているが、サプライヤー側からすると、これだけ見ると何をすればよいのかわかりにくいと思う。今すぐではないが木材の調達基準にあった別紙のような具体的に何を出せばよいか分かるものがあるとよい。まずは簡単な第1次フォーマットがあると望ましいと思った。また、担保の中でどういうシステムを活用するかという話があったかと思うが、今は業種別のいろいろなシステムができていますので、あまり限定的に決めない方がよいと思う。また、コストがかなりかかるので中小企業にも配慮したシステムが必要だと思う。今後東京都の公共調達の中にもこういった持続可能性の観点が入ってくるとす

れば、東京都の仕組みとの整合性も大事になってくるので、その点も配慮しながら進めていくとよいと感じた。

(土井) 労働の項目②の「結社の自由、団体交渉権」について、文末の「確保しなければならない」に加えて、「労働組合法第 7 条に定める不当労働行為を行ってはならない」という内容を書き加えてはどうか。不当労働行為を行わないということは理念としてはすでに入った文章だと思うが明記はないので、このような書き方もあった方がよいのではないかと思う。外国人労働者について。非常によい条文になり、世界に向けて発信していくべき条文だと思うが、更に足せると思った点として、労働基本法第 3 条が均等待遇に関する内容で、「国籍についても賃金、労働その他の労働条件について差別的取扱いをしてはならない」と定めている。これについてはその他の法律と違うところもあるので、「国籍を理由として、賃金、労働その他の労働条件について差別的な取扱いをしてはならない」という一文が入るとよいのではないかと思う。

(秋月) SDGs や女性活躍推進法などに言及する新しい提案をいただいた。また、透明性やデュー・ディリジェンスに関する論点も提示いただいた。いただいた提案の中で参考文献をつける等のパブリックコメントまでに簡単に対応できることもあるが、パブリックコメントを拝見した上で修正する事も出てくると思う。調整に時間がかかるものはパブリックコメントまでに反映できないかもしれないが、本日提起いただいた意見は事務局と検討させていただきたいと思う。

(富田) パブリックコメントを実施する際に英語版は出すのか。

(事務局) 英語版も出す予定。現在準備中である。

(富田) 海外からの関心が非常に高い分野であるので、そういったことやることは立派なことだと思う。

### **3. 農産物の調達基準の検討について**

(事務局) 農産物の調達基準の案についてご説明する。全体の構成としては木材の調達基準と概ね合わせている。木材の調達基準の時は調達コード本体、つまり共通事項ができていなかったが、今回は共通事項と個別基準を合わせて出すことができる。人権に関する基準や担保方法、苦情処理システムなどは共通事項の中で規定しており、個別基準の中では書かないこととする。第 1 パラグラフの適用対象についてはこれまでのたたき台の内容から変更していない。第 2 パラグラフの必須要件についても、たたき台を踏まえて設定している。木材と同様に基準案の本文には要件の細かい内容は書かないこととし、要件としている「関係法令等に照らして適切な措置」の内容については 4 パラグラフで示す GAP ガイドラインに網羅的に示されている。第 3 パラグラフの認証品の扱いについては、先日晒した認証に関する整理を基に、JGAP Advance 及び GLOBALG. A. P については要件①～③を満たすものとして認めることとしている。他方、他の認証制度でも、これらの認証と同様に①～③を満たすことを個別に示してもらい、

組織委員会が適切と認めるものについては同様に扱うこととしたい。第4パラグラフの認証品以外の場合については、先日のWGでも説明しているとおり、農林水産省が作成しているGAPガイドラインに準拠して生産され、かつ、都道府県等の公的機関による第三者の確認を受けていることを求めることにしたい。第5パラグラフは推奨事項について書いており、推奨する農産物として、有機農業により生産された農産物、障がい者が主体的に携わって生産された農産物、世界農業遺産や日本農業遺産など国際機関や各国政府により認定された伝統的な農業を営む地域で生産された農産物の3つを挙げている。障がい者が主体的に携わって生産された農産物については、多様な者の包摂、参画を促す共生社会の構築を図ることで持続可能性が高い社会を推進するという観点から、推奨する取組として位置づけたい。資料6-1も御参考いただきたい。具体的には、販売を目的に農産物の生産を行う障がい者就労施設等から供給される農産物を対象とするほか、農林水産省から、障がい者が主体的に携わって生産される農産物であることを確認するための仕組みを構築するご予定と聞いているので、そうした基準に適合する事業所から供給されるものも含めていきたい。また、中嶋委員からは、トキ米や棚田米などの御提案もあったが、それらを包含するもので一定の担保を取れるものとして、世界農業遺産や日本農業遺産などの認定案件での農産物を入れている。資料6-2も参考にしていきたい。これらは、地域の環境に合わせ伝統的に行われてきている、まさに現代まで受け継がれてきた持続可能な農業であり、未来に承継すべき農業として、国際機関や各国政府が認定しているものである。第6パラグラフでは国産品の優先的選択について記載しており、第2パラグラフの①～③の要件を満たすことが前提ということが分かるようにしている。第7パラグラフは輸入品についての例外的な措置について規定している。輸入品で調達することが必要な場合であって、①～③の確認が困難な場合にあっては、持続可能性に資する取組に基づいて生産され、かつ、トレーサビリティが確保されているもので、組織委員会が認めるものを優先すべきとしている。熱帯林の保全やフェアトレードに関する取組について認証を受けた農産物などが該当することになると見込んでいる。第8パラグラフの書類の保存について、木材の場合は、既存の合法木材のスキームに合わせて5年間としたが、食材についての書類の保存期間としては大会終了後1年で十分と考えている。

(秋月) 今の説明に対して御意見・御質問があればお願いします。

(栗原) 3パラグラフでJGAP AdvanceやGlobalG. A. P.といった国際的に通用する高いレベルの認証を取り入れてもらい、我々の目指している高いレベルの調達が可能になると感じる。逆に言えば8月にも説明したが、現時点でこれらの認証が取れているかというところではないので、これを伸ばしていくことが基準を梃子にオリンピック、オリンピック後に向けて進んでいくような流れになると思う。農林水産省も気を引き締めてやっていかなければならないと感じている。5パラグラフのアスピレーションについては、資料6-1に農福連携について例がある。この資料の例にはないが浜松市で実

施されている農福連携を実際に見たことがある。それぞれの障害の特徴に合わせたやり方や環境が農業の中で提供されていて、障がい者と健常者の方が非常にいきいきと一緒に取り組んでいた。そういった環境を提供できるのが農業や農村にはかなりあるということだと思う。そういった事が世界にも発信できて広がればよいと感じている。かつて実際の現場を見た者として、中嶋委員に提案していただいたこういったものが基準の中に取り入れられていくことは素晴らしい事だと思う。資料 6-2 の世界農業遺産については、実際の認定地域の中に「トキと共生する佐渡の里山」がある。また、「能登の里山里海」の中に素晴らしい景観で有名な能登の千枚田（棚田）がある。これは世界農業遺産なので、日本だけではなく他の国の取組も東京オリンピックの中で取り入れていくことができるので、世界に向けてこういった形でまとめることは素晴らしいと思う。農林水産省として補足しておく、日本農業遺産については現在 10 件のエントリーがあり審査をしているところ。ホームページを見るとエントリーした 10 件を見ることができるので関心があれば見てもらいたい。今年度以降こういった日本農業遺産も積み重ねられ、そういったものも日本の取組として出していけるのではないかと感じている。

(下山) 農産物の調達基準で書かれていることを整理すると、1 番目は生産段階の食品安全、2 番目は環境保全、3 番目は資源管理、4 番目は労働安全ということに整理されると思う。有機農業のことも書かれているが、食品安全、労働安全については有機 JAS 認定を受けた場合でも入っていない。GAP の場合はこの 2 点は入っている。例えば畑から作業所が離れている場合トイレを設置するなど、そういった労働安全の視点が GAP にはあると思う。新たに GLOBALG. A. P や JGAP を取るということになると費用がかかるので、できれば都道府県の第三者認証を早急にとって備えた方がよいと思う。5 パラグラフの有機農業により生産された農産物については、JAS 有機の認証だけでなく、生産者と消費者の提携により行われている有機農業もあるので、このように幅広く書かれていることは評価できると思う。

(加藤) 5 パラグラフの推奨について、障がい者が主体的に携わって生産された農産物は農林水産省などの方で判断基準作りが進められているとのことだった。世界農業遺産や日本農業遺産も明確にそうであるものとないものがある。有機も JAS 有機とそうでないものが明確に区別できる。有機農業は、JA グループとしても地域の資源を有効活用した農業生産として進めていく必要があると思うが、一方、今回の基準で有機 JAS 認定であるものとそうでないものが入ると後々判断基準が難しくなると思う。ここは有機農業か JAS 有機なのかは論点になると思う。

(河野) 畜産物、水産物についても共通する話になるが、基本的に 2 パラグラフに書かれていることがきちんと担保されればよいということ。ただし、2 パラグラフを担保するにはそれなりの規格が示されていなければ客観的に評価できないので、3 パラグラフ以降に具体的な指標を提示していると理解している。一般の消費者から見て、経済の



グローバル化がかなり進んでいるが、特に農・畜産物においては国内消費が中心であり、国際標準の適用に積極的に取り組んでこなかった。ところがここに来て TPP や東京オリンピック・パラリンピックといった外的な環境変化により、否が応でも外的環境に合わせる形での生産に行きついたのではと思っている。これは消費者にとってもよい方向性だと感じている。日本では GLOBALG. A. P にしても JGAP Advance にしてもまだ緒についたばかりということで、これからこのような客観的なルールを適用した形で生産が進んでいくということで理解している。オリンピックレガシーと言われているが、入りを多少広く取ってでも日本の農業に携わっている方が今までの農業現場の知恵と経験だけに頼らず、新たな客観的な評価基準によって生産を進めてもらうことに対して扉が開かれることに、消費者として大きな期待をしたいと思う。ルールは文書に書けば決まるが、実効性をどう担保するかということについては、食材の調達基準についても、機能しているかどうか事後検証という意味での担保が必要だと思っている。選手や関係者に提供される食材に嘘があってはいけないと思う。ただ行政機関や関係者に多大な負担をかけることも望まないところ。ルールが守られているということが関係者に負担にならない形で広く公表されるとよいと思う。日本の農業は先行きが見えず生産現場も疲弊していると理解している。ぜひこれを機会に国産農産物をしっかり応援するようなオールジャパンの体制を取ってもらいたいと思っている。その仕組みとして先程農福連携の話があったが、私自身、農福連携が行われている岡山県の事例を拝見したことがある。現場では皆さんいきいきと仕事をしていて、いろいろな方が農業を理解し携わることで、こういったことに光を当てる取組も重要だと思う。8 パラグラフに関わるがルールを担保するというで書類を残すようにということだが、農産物は今年の北海道の事例のように、頑張っただけで生産したけれど今までに経験のない天候の異常によって計画されていたものが収穫できなくなるといった不確実性を秘めていると思う。天候などによって計画に狂いが生じた場合の配慮についても、これからまだ3年あるので何等かの形で用意することが大事だと感じている。

(富田) 障がい者が主体的に携わった農産物、世界農業遺産などよいものが基準に入ったと思っているが、実際これらで GAP の認証が取れているものなのかどうか確認したい。7 パラグラフについて、組織委員会が認める持続可能性に資する取組と書いてあるがこれは何を要件とするのか。6 パラグラフの国産について。木材の時はこの条項がなかったと思うが、整合性の観点から木材にもあった方がよいと思うがどうか。

(事務局) 農福連携や世界農業遺産などの生産者が GAP を取れるかというご質問については、GAP なりガイドラインに準拠して都道府県の確認を受けることは可能と思っているが、実際両方取っている事例があるかどうかは確認していない。輸入品での持続可能性に資する取組については、サプライヤーからの問い合わせを受けて、持続可能性に資する取組として妥当かどうかを組織委員会が個別に判断するという趣旨。6 パラ

グラフの国産材の優先の話は木材の調達基準にも入っていたところ。

(栗原) 富田委員のご意見にあった、障がい者が主体的に携わった取組で GAP が取れているかという質問についてだが、今の時点で GAP を取っているところはほとんどないと思う。ただ、障がい者の方に働いてもらうには、普通の健常者が働くよりも労働安全などより気を遣わないといけな。自分が見た浜松市の例でも身体障がい者の人が転ばないように段差の問題などとても気をつけていた。また、知的障がい者の人には同じ作業を長い時間やらせないようにするなど、とても気を遣って取り組んでいたことが印象に残っている。よって GAP をとってもらうことは可能だと思うし、今後 GAP をとってもらうことを応援するための施策を補正予算で取っているの、そういったものを使いながら GAP を取ってもらい、オリンピックに参加してもらいたいと思う。

(土井) 個別の調達基準の頭書きに、共通基準に加えてこれが適用されるということを明記した方がよいと思う。この農産物の調達基準を見てこれだけを守ればよいと誤解してしまう文面になっている。共通基準の中でも「共通基準に加えて個別の基準が適用される」といった誤解がないような記載内容になっているので、個別基準についても同様の記載が必要だと思う。有機農業について意見があったが、有機の取組が進んでいくことはよいと思う。欧米と比べて日本はまだ進んでいないという話も聞いているので、JAS などの規格がしっかりしていることも重要かと思うが、そういったものに入っていない有機農業についても広がっていくような工夫のある基準であることが望ましいと思う。

(中嶋) 全体としての枠組やここに書かれている事項に異論はなく、これを進めてもらいたいと思った。土井委員が言っていたように、まず共通基準があるという枠組みがわかるようにこれからの普及をしてもらえればと強く思う。障がい者が主体的に携わって生産された農産物について、農林水産省ではこの基準を検討しているという話があったので、それはできるだけ早くまとめていただきたいと思う。またそれをどのように確認するかという手立ても併せて検討してもらいたいと思う。障がい者が関わる生産は幅広く進めてもらいたいと思う。特に頑張っている人が社会に認知されるような仕組みが必要だと思っている。この基準をきっかけに認証制度などを消費者が認知して、それを応援するという事に繋がるのではないかと思っている。まさにそれが今度のオリンピック・パラリンピックにおける一つのレガシーになるのではと期待している。

(田中) この調達を通じて目指していく重要なものの一つとして、持続可能性の配慮の取組を広く底上げしていくことがあると思う。大会の実際の調達の中で優れた水準を目指すとともに、大会そのものが円滑に進められることが必要だと考えている。そういった意味で調達コードの最終的な文言や運用にあたっては配慮してもらいたいと思う。特に環境、社会、経済のバランスが取れていることが重要だと思う。

(加藤) 8 パラグラフに大会終了後 1 年が過ぎるまで書類を保管する必要あると書いてあるがその根拠を伺いたい。JGAP や GLOBALG. A. P では生産の記録等は最低 2 年間保管と

なっているので、大会終了後1年で良いのかという点については検討いただければと思う。

(事務局) 理由の一つは組織委員会が大会終了後1年経たないうちに解散するという点がある。また、1年を超えて苦情や問題が大きくなることはないと考え1年としている。もちろんGAP認証を取ってもらい、そのルールに従ってより長く保管していただければなおよいと考えている。有機農業によって生産された農産物がJAS認証品だけなのか、それ以外も対象となるかという点については、我々の案としてはJAS認証のほか、JAS認証でない有機農業推進法に基づく農産物についても対象とすることで考えている。

(秋月) 全体としては原案に対して評価している意見が多かったと思う。指摘があった点については検討したい。

#### **4. 畜産物の調達基準の検討について**

(事務局) 1パラグラフの適用対象と2パラグラフの必須要件についてはたたき台を踏まえて設定しており、要件の具体的内容については、4パラグラフで示すGAP取得チャレンジシステムで網羅的に示される予定である。3パラグラフでは、先日晒した認証に関する整理を基に、JGAP畜産版及びGLOBALG.A.Pについては要件①～④を満たすものとして認めることとしている。他方、他の認証制度でもこれらの認証と同様に①～④を満たすことを個別に示してもらい、組織委員会が適切と認めるものについては同様に扱うこととしたい。4パラグラフの認証品以外の場合については、先日のWGでも説明しているとおり、農林水産省の補助事業により実施される「GAP取得チャレンジシステム」に則って生産され、第三者による確認を受けていることを求めることにしたい。5パラグラフの推奨事項については、推奨する畜産物として、有機畜産により生産された畜産物、農場HACCPで生産された畜産物、エコフィードを用いて生産された畜産物、放牧畜産実践農場で生産された畜産物、障がい者が主体的に携わって生産された畜産物の5つを挙げている。農場HACCP、エコフィードについては、これまでの議論を踏まえて推奨事項として挙げている。放牧畜産実践農場については、委員からのご指摘も踏まえ、地域の資源を使った循環的な取組であること、農福連携については、農産物と同じ理由から推奨する取組として位置づけたい。資料6-3に放牧畜産実践農場の説明があるので見ていただければと思う。肉用牛などタイプによって8つの基準認証があり、牧場や畜産物単位で基準がある。地域の資源を使った循環的な取組と言える。6パラグラフ以降は農産物と同様。

(秋月) 今の説明に対して御意見・御質問があればお願いします。なお、農産物の調達基準の時に指摘があった共通基準との関連性については畜産物や水産物も同様に明記したらよいと思う。

(佐藤) アニマルウェルフェアの認証について、以前にも紹介した ISO/TS34700 が 12 月 1 日 (日本時間では 12 月 2 日) に発効された。この認証は OIE のコードやガイドラインに基本的に準拠している。更に OIE コードに則って作られた「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」を第三者認証することと同じように ISO が第三者認証することになるので、基準に ISO34700 について加えた方がよいと思った。レガシーの観点からアニマルウェルフェアの推進が言われている中で、先日のヒアリングで枝廣氏も担保の必要性を言っていた。国際的には実効性について疑問が抱かれている中で、今回 JGAP 等を使って認証することで実効性を担保することになるかと思うが、国際的な認証ということで ISO も有効だと感じた。

(八木) JGAP の検討会に参加しているが、注 1 に書いてあるようにパラグラフ 2 の①から④に関する項目は JGAP には含まれている。佐藤委員から ISO について意見があったが、飼養管理指針のアニマルウェルフェアの考え方が JGAP の中にも含まれているので、JGAP の中で ISO の部分もある程度担保できるのではないかと思う。個人的な感想になるが 5 パラグラフの推奨については、農場 HACCP やエコフィードといった国内で既に認証基準があるものが選ばれている中で、国内で認証基準のない ISO を加えると若干違和感がある。

(伊地知 (南波委員の代理)) 推奨にエコフィードや農場 HACCP を入れてもらいたいと思っている。これらを推進する上でインセンティブになると考える。基本的な基準の内容については事務局の案に賛成する。注 1 の内容について、注 2 で家畜衛生について言及しているので、注 1 でも家畜衛生もしくは飼養衛生という言葉を入れた方がよいと思う。

(河野) 示された基準に対して特段の異論はない。農産物と違い畜産物は、JGAP は来年以降の取組であるし、GAP 取得チャレンジシステムについてもこれから取り組むということが示されている。畜産物は時間がかかるが、こういった客観的な方針を示した上でそれに向かって生産現場が努力することが重要だと思う。ぜひ来年度以降現場の人がこの基準に適合した畜産物を生産できるように一生懸命頑張ってもらいたい。野生鳥獣肉についてこの畜産物で扱うのではないかと想像しているが、私の記憶では厚生労働省でガイドラインを作っていたと思う。もし野生鳥獣肉が畜産物の対象になるのであればそういったガイドラインをヒントにした方がよいと思う。

(中嶋) ここで示された基準に関して特に異論はない。エコフィードについてコメントしたい。以前ここで国際的にはどういった関心事項があるかという話をさせてもらった。そこで食品ロスの問題が非常に大きな問題であると感じている。ただし、その問題に取り組む仕組みや基準が今のところほとんどなく、具体的に盛り込むことができないと思っていた。その中でたぶんエコフィードの取組がそれに対応する具体的な取組例ではないかと思っている。農産物についてもそういった取組も考えてみたいと思っていたが、まずは畜産の部分でそういう取組をしてもらうことは大変素晴らしいことで

あると感じている。

(秋月) ご指摘いただいた点については、事務局と相談しながら検討したいと思う。

## 5. 水産物の調達基準の検討について

(事務局) 1パラグラフの適用対象と2パラグラフの必須要件についてはたたき台を踏まえて設定しており、要件の具体的内容については別紙で示す内容となる。3パラグラフの認証品については、先日晒した認証に関する整理を基に、MEL、MSC、AEL、ASCについては要件①～④を満たすものとして認めることとしている。また、他の認証制度でもFAOのガイドラインに準拠していることを個別に示してもらい、組織委員会が適切と認めるものについては同様に扱うこととしたい。4パラグラフの認証品以外の場合について、(1)については天然水産物、(2)については養殖水産物について記載。先日のヒアリング概要の表で説明しているとおり、資源管理に関する計画や漁場改善に関する計画では、労働安全の項目がないことから、これについては別紙に従って確認を求めることとしている。(3)については、認証や計画制度が対象としていない水産物が依然として残る中で、こうした水産物を提供したい事業者が自ら説明できる機会を確保するための仕組みも必要と考え、別紙に従って要件①～④の確認を行う道を残しているもの。別紙については、要件①～④のそれぞれについて確認すべき内容を示している。それぞれの内容は、たたき台で示していたもの。国内水産物の場合は、漁業者または漁業者が所属する漁業協同組合等が確認を実施し、輸入水産物の場合は輸入事業者が確認を実施することとしている。推奨事項については、水産物に有機のものはないこと、漁獲や養殖の現場で障がい者が働くことは否定するものではないが、危険な作業を伴うこともあって安易に推奨できないと考えていること、世界農業遺産での認定も想定されないこと等、適当なものがないため設定していない。5パラグラフ以降は農産物、畜産物と同様。

(秋月) 今の説明に対して御意見・御質問があればお願いします。

(東梅) 共通基準の記録化と水産物の基準の別紙の関係について。共通基準では「可能な限り十分記録化すべき」となっている一方、別紙では「その結果について書面に記録する」となっているので、別紙はしっかり取り組み必ず書面に記録することが求められるという理解で正しいか。また、パラグラフ3のMEL、MSC、AEL、ASCの認証に関する書面の記録については、共通事項の「可能な限り十分記録化」だけがかかるのか、それとも認証を受けたものに対しても別紙の「書面に記録する」ことが求められるのか確認したい。

(事務局) 前半の別紙の記録についてはご指摘のとおり。共通基準の記録については広く全般にかかる話であるため、可能な限り記録化することとしているが、個別基準は共通基準より一步踏み込んだ基準として作っているため別紙の記録は義務付けされる。他方、MEL、MSC等の認証の場合、認証を受けているということで適切な記録も担保でき

と考えており、この個別基準の中で書類管理について改めて求める必要はないと考えている。

(東梅) 事務局から説明があった中で、水産物の状況はいろいろと異なるので必ずしも農産物や畜産物と同一ではないという点は理解した。一方、基準案を通して見ると、第三者の確認を経て透明性があるものが推奨されていること、また、行政、事業者が取り組んでいく中で現段階よりも4年後にはその取組が促進され、それに関心を持っている消費者団体を初めとする方も注目が高まっていくものが趣旨だと思う。今回の第一バージョンでは持続可能な水産物の拡大について推進策が記載されていなくても、今後は第三者認証を通じた持続可能性に配慮した水産物調達拡大がどのような取り組みを通じて可能かという点について、組織委員会、関係行政、生産者等で話し合ってもらい、改定する機会があれば促進策として取り入れることを検討してもらいたいと思う。

(田中) 水産物には推奨がないということだったが、逆に日本のきめ細かい資源管理が持続可能性の面からも優れているものとしてPRしていくよい機会ではないかと考えている。魅力的な食を大会の中で実現していくためには、より多くの事業者が調達に参加してもらうことが重要だと思っている。中規模、小規模の事業者にも躊躇なく調達に参加できるように、具体的にどういった取組を行っていけばよいかということを知りやすく情報提供してもらいたいと思う。

(重) わかりやすく整理いただいたと思う。漁業者サイドからすると日本の漁業は昔から資源管理をしっかりしてきたと自負している。これまでの漁業者の取組を評価してもらうことをお願いしていたが、今回の基準の中で漁業者が取り組んでいる資源管理計画や漁場改善計画も入れてもらった。漁業者にもわかりやすくありがたいと感じている。実際の水産の生産物としても多い部分だと思うので、我々も漁業者に全国の色々な水産物を提供できるような仕組みになっているということを知りたいと思う。我々は生産するばかりで消費者まで発信する部分は弱いところがあるので、これから具体的にどうやって進めていくかということを知りたいと思う。ぜひ組織委員会の指導を得ながら進めていければと思う。

(大森) これまでの検討に感謝する。この基準に関して特段異論はない。重委員や田中委員が言っていたとおり、日本の漁業は多品種の魚種を多種多様な漁法で漁獲し、世界と比較しても沿岸・沖合を非常に稠密に公的、自主的に管理してきた。そういう意味では世界に類のない資源管理をしてきているということだと思う。こういった取組を含めて基準に入れてもらうことが東京オリンピックの一つのレガシーにつながると思う。漁業者もこの結果を踏まえてこれからもしっかりと管理し、漁業に専念したい。

(大関) 非常に良いものにまとまったと思っている。特に日本の漁業は多岐に渡っている。単一の魚種をある特定の手法で獲る場合にはMSC、ASCやMELといった認証は取りや

すいと思うが、定置網漁のように小規模の漁業者が多種類のものを獲る、しかもそれを少数ずつ獲る場合はパラグラフ 4 にまとめた方法できちんと評価するということは非常に重要だと考える。その一方でパラグラフ 6 に書いてある内容について、海外で IUU 漁業で違法に獲られているような水産物が、抜け穴を通して入ってくるのではないよう運用に関して注意してもらいたい。

(土井) 漁業の人権侵害について、強制労働、奴隷労働的な漁業が世界的に問題になっている。そういったことを念頭に共通基準について意見を言いたい。水産のほか、農業、畜産業は労働基準法の長時間労働に関する規定は適用除外になっているのでそういったものについて、規制をかけてほしいとお願いをした。今回の基準案では「労働時間等に関する規定の適用除外となっている労働者については著しく健康・福祉を害する長時間労働をさせてはならない。」となっている。この「著しく」がどの程度のものか気になっている。健康・福祉を害するほどの長時間労働はそもそもが問題であるので「著しく」という言葉はいらないのではないか。

(事務局) どこからが「著しく」という線引きはできないものの、受忍限度を超えない水準でという趣旨で書いていたが、今のご意見を踏まえて検討したいと思う。

(河野) 水産物の調達基準に関して示された原案に特段の異存はない。水産物では別紙がつけられていて具体的に指示が出されている。水産物、畜産物、農産物それぞれ共通して言える国民からの期待だが、SDGs の国内における実施指針、骨子が公表されていて、持続可能性に配慮した開発ということで国を挙げて取り組もうと言われているが、残念ながら一般の消費者からすると「持続可能性に配慮する」とってどういうことなのか見えてこない。今回オリンピックの食材調達において持続可能性に配慮するということが具体的に「見える化」されたと思う。こういう背景を土台に置いてこれを守ることが持続可能性に配慮するということだと理解した上で私たちが消費行動をとれば、それが世界に対する貢献になるということがわかると思う。お願いしたいことは、これはオリンピックの食材調達の話であるが、パブコメの際、持続可能性への配慮とはこういう事であるということを知ってもらいたい良い機会にしてほしい。国民、消費者がこれを理解すればそこに合理的な選択が働いて、生産者の方の取組を応援することにも繋がるのではないかと思う。ぜひこれをきっかけにみんなでこういった方向に意識を揃えていってほしいと思う。

(秋月) 水産物の調達基準についても概要は了解いただいたと思う。今後の運用等に関していただいた意見については検討したいと思う。

## 6. 今後の予定について

(事務局) いくつか座長と検討させていただく点は残っているが、基本的にはご了承をいただけたので、今週末あるいは来週頭にパブコメを開始できるように作業を進めたい。その後、年明けにパブコメでいただいた御意見について事務局で取扱を検討した上で、

1月下旬から2月上旬にWGを開催し、その結果をお示ししたい。そこでご了解をいただければ、持続可能性ディスカッショングループ及び街づくり・持続可能性委員会へ報告するとともに、並行して、組織委員会内部の意思決定の手続きを進めていく予定。最後に土井委員から提供があったLGBTの資料について、説明等あればお願いしたい。

(土井) 性自認および性的指向について、今回の基準の中で差別してはならない事項の一つに挙げてもらい良かったと思っている。世界的には約80か国で性自認や性的指向による差別の禁止について法律があるが、日本にはないためあまりファミリアなものではないと思い紹介した。調達基準については就労の部分で特に関係してくるかと思うが、更にオリンピックの開催に関して言えば、公共サービスなども問題になるのではないかと思う。この部分は諸外国では特に進んでいる国が多いことを認識して、そのスタンダードに合わせた大会の運営としていくことが必要だと思っている。またプライド指標についても紹介している。これは企業とNGO等がこの指標を作り、先日日本の企業を採点して大々的に発表したところ。ゴールド、シルバーといったアワードも出したりしてマスコミにも大きく取り上げられた。また、プライド指標を日本の企業の中でこれに合わせていこうという動きが高まってきている。ガイドライン等になるかと思うが、しっかりとした取組をしているかどうかという点についてプライド指標を参考にしながらチェックしてほしい。これからの検討課題かと思うが非常に多くの企業が利用し始めた指標でもあるので紹介した。

(勝野) パブコメに際してお願いがある。このワーキングの中でも飲食提供に関する基本戦略の検討は別途行うということで説明いただいた。今回作成した食材の調達基準案の内容は「持続可能性に配慮した」ということで、それに特化したルールを決めている。他方、実際の飲食提供においては、衛生面やハラールといった宗教的な配慮、鈴木委員からコメントがあったドーピングの問題など、持続可能性の配慮という観点以外の調達に関わる議論が別途あるということが、わかるようにしておく必要がある。そうしないとパブコメの際に誤解して、基準案に「衛生面が入っていない」と言うような人も出てくると思う。パブコメの案内文にそういったことは別途検討予定であるということをしっかり明記すれば誤解がないと思う。

(秋月) 本日はこれで閉会とする。